

京都府立向日が丘支援学校改築基本構想(最終案)について

令和元年12月19日
特別支援教育課
管理課

改築整備の基本理念と方向性を示すため、基本構想の策定を進めており、令和元年9月に作成した中間案から次のとおり追加・修正した。

1 中間案の要旨（令和元年9月府議会常任委員会報告）

【基本理念】

共生社会の実現に向け、児童生徒の社会的自立と人間性豊かな人生の歩みを支援する新たな学校づくり

【特色とする教育活動と整備方針】

- (1) 生活指導・宿泊体験を行う実習室（集団生活体験型・一人暮らし体験型）
- (2) I C T 機器活用による学習支援（学習支援機器、ネットワーク環境整備）
- (3) 様々な障害者スポーツに対応する規模の体育館（学校を核としたスポーツ振興）
- (4) 長岡京市共生型福祉施設との連携（相談機能等の連携強化、緊急時の通学支援）

2 最終案における追加内容

【学校規模】

児童生徒数200人程度に対応可能な規模

〔市町の人口動態予測、近年の特別支援教育の対象数、特別支援学校への就学実績等から見込むもの。〕

【長岡京市共生型福祉施設等と連携した整備】

(1) 連携を考慮した配置

敷地南西側に長岡京市共生型福祉施設を配置し、南面道路からの入口となる敷地南側を両施設の共有ゾーンとして整備

(2) 共有ゾーンの機能

乳幼児期からの相談機能を担う諸室、就労支援カフェ、ギャラリー等の連携・地域開放の機能を持つ施設を配置できるよう計画を検討

(3) 教育活動と地域開放の両立

地域開放を検討する体育館等は、児童生徒の利便性や安全対策を優先しつつ、共有ゾーンとの関係を考慮した配置を工夫

3 構想策定のスケジュール

令和2年1月～2月 改築基本構想策定

京都府立向日が丘支援学校

改築基本構想（最終案）

令和元年12月

京都府教育委員会

京都府立向日が丘支援学校改築基本構想（最終案）

1 改築基本構想の策定趣旨等

- ・向日が丘支援学校の歴史と成果
- ・改築基本構想の目的と趣旨

2 特別支援教育の充実に向けた取組（国動向、府計画、他）

＜教育関係＞

- ・国動向 新学習指導要領の改訂概要、理念
- ・京都府計画 京都府教育振興プラン（平成28年度改定版）

＜障害者福祉関係＞

- ・国動向 第4次障害者基本計画
- ・京都府計画 第5期京都府障害福祉計画・第1期京都府障害児福祉計画
京都府障害者福祉に関する調査

＜他＞

- ・障害者雇用の状況（厚生労働省）

3 特別支援学校に求められる基礎的な教育環境

- (1) 特別支援教育を推進し、様々な児童生徒に対応した教育活動
- (2) 地域に開かれた特別支援学校

4 向日が丘支援学校の現況と目指す学校像

- (1) 通学区域
- (2) 児童生徒数
- (3) 高等部卒業者の進路状況
- (4) 教育相談と地域の幼小中高校への支援
 - ・向日が丘支援学校の児童生徒数推移
 - ・乙訓教育局管内における特別支援学級等の児童生徒数推移
- (5) 向日が丘支援学校の主な施設機能と課題
- (6) 向日が丘支援学校の目指す学校像

5 構想内容

(1) 基本理念

共生社会の実現に向け、児童生徒の社会的自立と人間性豊かな人生の歩みを支援する新たな学校づくり

(2) 基本方針

ア 重点的に充実を図る教育活動

- (ア) 生活する力、就労に繋がる意欲・態度・技能等の学習
- (イ) ICT教育の推進と学習支援機器としての活用
- (ウ) 文化やスポーツ、地域の歴史やコミュニティを学ぶ体験的活動
- (エ) 学校運営協議会の設置による地域と協働した学校づくり

イ 特別支援学校を核とした子育て支援環境の構築

- (ア) 支援学校と共生型福祉施設が一つの施設として機能し、生涯にわたる切れ目ない総合的な支援
- (イ) 乳幼児期からの医療を含めた様々な相談・療育、自立・生活・機能訓練、就労支援、緊急短期入所といった場面における教育と福祉の相互に繋がる支援
- (ウ) 地域の方々が入りやすく、日常的に立ち寄れる場

(3) 整備方針

ア 学校規模

- (ア) 児童生徒数
- (イ) 校舎等の所要面積

イ 施設機能

- (ア) 普通教室
- (イ) 特別教室
- (ウ) 体育施設

ウ 長岡京市共生型福祉施設等と連携した整備

- (ア) 様々な支援が一つの場所で機能する総合的な整備計画
- (イ) 学校と福祉施設が有機的に繋がり地域拠点となるゾーニング

エ 工事期間中の教育活動への影響軽減

オ 整備スケジュール

1 改築基本構想の策定趣旨等

○向日が丘支援学校の歴史と成果

向日が丘支援学校は、昭和42年、京都府立で最初の肢体不自由の養護学校として、西山の麓の自然豊かな地に開校した。開校当初は肢体不自由のある児童生徒を対象としていたが、昭和54年の養護学校義務制に伴い、乙訓地域の知的障害のある児童生徒を新たに対象とした。また、南山城支援学校（昭和56年）、八幡支援学校（平成22年）、宇治支援学校（平成23年）の開校により、通学区域を乙訓地域のみに縮小し、地域に根ざした知的障害と肢体不自由の障害に対応する専門性の高い教育を実践している。

また、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換したこの10年余りの間には、平成19年度に「向日が丘相談・支援センター」を開設し、地域の特別支援教育の中核として、就学前から小・中・高等学校までの切れ目ない継続した支援に積極的に取り組むとともに、平成23年度に校名を「向日が丘支援学校」と改めた。

開校から現在に至る様々な教育実践を踏まえ、「自分らしく人とともに今を生きる力を」という教育目標のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育に取り組み、全国肢体不自由教育研究会の主管といった全国に先立った教育研究を進めてきた。とりわけ、「医療的ケア」の必要な児童生徒の対応を積極的に進め、早くから学校看護師を配置し、その成果を日々の教育活動に反映させ実績を上げるなど、京都府内のみならず、全国的にも肢体不自由教育の最先端の教育活動を積極的に展開してきた。

○改築基本構想の目的と趣旨

本基本構想の策定にあたっては、乙訓地域の教育、福祉分野の関係者、同校保護者により構成する「向日が丘支援学校改築基本構想検討会議」を設置し、向日が丘支援学校に期待される教育活動はもとより、乙訓地域の小中学校における特別支援教育や福祉サービスとの連携など、切れ目ない支援体制の構築に向けた今日的課題と効果的な連携の在り方について幅広く意見交換を行った。

本構想は、京都府の特別支援教育を牽引してきた向日が丘支援学校における教育実践を充実・発展させ、共生社会の実現に向けた新たな学びの場づくりを目指し、同検討会議における様々な意見を踏まえ、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」、教育と福祉の連携による支援の重要性など、学校の目指すべき姿や地域において学校が果たす役割を整理し、「向日が丘支援学校改築基本構想」として改築整備の基本理念と方向性をまとめたものである。

また、構想をまとめるにあたっては、長岡京市で計画されている長岡京市共生型福祉施設構想との連携についても考慮した。

2 特別支援教育の充実に向けた取組（国動向、府計画、他）

○新学習指導要領の改訂概要

①改訂の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年度改訂の学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など

○新学習指導要領の理念（特別支援学校小学部・令和2年度～ 以降順次施行）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中を創り出していく子供たちが、社会や世界に向かい合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

○京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～（平成28年度改定版）

平成31年度目標値と平成30年度実績値

特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合
目標 100% 【平成30年度 小学校93.5%、中学校83.9%、高校71.7%】

特別支援学校高等部生徒の就職率
目標 30% 【平成30年度 27.3%】

重点項目4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

・特別支援教育の推進

障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後までの一貫した特別支援教育を推進します。

- 京都府の特別支援教育の拠点であり、専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター」(SSC)と各府立特別支援学校の地域支援センターの取組の連携を進め、特別支援教育の充実に努めます。また、各市町(組合)教育委員会で行われている相談事業との連携を強化します。
- 就学前から生涯にわたる支援を継続するために、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、相談支援ファイルへの整備を進めます。
- 小・中学校に通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、特別支援学級と併せ弾力的に活用するとともに、すべての学校(園)において、専門的な知識と技能を有する教員の養成を進め、授業のユニバーサルデザイン化を進めるなど、障害のある子どもへの適切な指導を進めます。
- 府立特別支援学校では、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)との連携を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応します。また、医療的ケアを安全に実施する体制を充実します。
- 府立特別支援学校の高等部の生徒を対象に、京都ジョブパークやハローワークの労働関連機関と連携し、就労支援コーディネーターによる多様な職場実習先の開拓やセミナーの実施など、就労への意欲を高めるとともに、日本の産業構造の変化も見据えた職業教育を展開します。また、高等部以下の児童生徒も含めキャリア教育を充実する取組を推進することにより、希望進路を実現し、一人一人の自立と社会参加を目指します。
- みどりキャンプやスポーツによる交流、学校間の交流及び共同学習などを通じて、インクルーシブ教育システム構築を推進するとともに、教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施するなど、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組を推進します。
- デイジー図書・教科書などデジタル図書を普及し、一人一人の障害の状況に応じた学習・読書活動が行えるように環境を整備します。

○国における第4次障害者基本計画

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

【計画期間】平成30（2018）年度からの5年間

【基本理念（計画の目的）】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

【基本的方向】

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

【概要（抜粋）】

◆自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○障害のある子供への支援の充実

- ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援

◆教育の振興

○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

◆文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加

- ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験

○障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化

- ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

○府における第5期京都府障害福祉計画・第1期京都府障害児福祉計画

【位置付け】障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく法定計画

【計画期間】平成30年度から令和2年度まで

【目的】

障害者総合支援法及び児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込み、その提供体制の確保のための方策や計画的な整備を図るために策定

【概要】

障害児・者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、施設から地域への移行の受皿としてのグループホームの整備、就労の場の確保のための就労系サービスの供給体制の確保や、身近な地域で医療的ケアが必要な方の家族へのレスパイト機能の確保に向けた医療型短期入所の開設など受入体制整備、重層的な障害児支援提供体制の構築に向けた児童発達支援センターの設置などを重点的に推進

○京都府障害者福祉に関する調査（平成29年度 府健康福祉部実施）

◆学校等への支援への要望（要望が多かった上位3項目）

- 1 能力や障害の状況に応じた指導体制の充実
- 2 子どもの障害への理解を深める教育や交流機会を増加
- 3 障害の特性に配慮した教育機材の充実

調査対象：平成29年3月31日現在、京都府内（京都市を除く）に在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障害者（児）から無作為抽出した8,000名

調査方法：郵送による調査 / 調査期間：府内平成29年8月7日（月）～平成29年8月28日（月）

○障害者雇用の状況

- ・障害者法定雇用率の引き上げ H30.4月 2.2% ⇒ R3.4月までに2.3%へ
- ・府立特別支援学校高等部生徒の企業就労率 H31.3：27.3% (H30.3：全国30.1%)
- ・障害者雇用の産業変化（製造業だけでなく、卸売業・小売業や医療・福祉等への就労増加）

（参考：厚生労働省発表 障害者雇用状況）

産業別の雇用状況	産業計	製造業	卸売業, 小売業	医療, 福祉
平成19年	19,504,649人	6,428,236人	3,428,725人	1,391,606人
平成30年	26,104,834人	6,990,815人	4,300,319人	2,858,196人
増加率	133.8%	108.8%	125.4%	205.4%

※雇用人数：統計上の小数点以下切捨て/増加率：小数点以下第2位四捨五入

3 特別支援学校に求められる基礎的な教育環境

特別支援学校は、幼稚部、小学部、中学部、高等部と幅広い年齢の児童生徒が学習する学校であり、その教育活動においては児童生徒の発達段階を考慮し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、すべての学習活動を組織的かつ計画的に行うとともに、家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣の確立を図る指導を行っている。

授業を中心とした学校生活の全般において、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められている。

令和2年度から順次本格実施される新学習指導要領を踏まえ、特別支援学校において推進する基礎的な教育環境は次のとおりである。

（1）特別支援教育を推進し、様々な児童生徒に対応した教育活動

特別支援学校で学ぶ児童生徒は、発達の段階、障害の種別や程度等が様々であり、当該児童生徒一人一人に合わせた個別の教育支援計画及び個別の指導計画により、客観的な評価のもと社会的自立に向けた見通しを持った教育活動が求められる。

ア 障害が重度重複化する児童生徒が主体的に参加できる一人一人に対応した教育

- ・自立活動、特別の教科道徳など学習の基盤となる力を育てる学習
- ・様々な体験による生活する力、就労に繋がる力など、社会的自立に向けた学習
- ・タブレット端末などICT機器を活用した学習支援の充実

イ 地域の小中高等学校や福祉施設等との交流及び共同学習

- ・地域の学校との日常的な共同学習を通じ、障害のあるなしにかかわらず共生社会を形成する人権感覚や資質を身につける学習
- ・地域の福祉施設等における清掃や介護などの実習成果の発信と交流
- ・地域地場産業を学び、地域社会の一員として取り組む販売学習

ウ 安全で安心して学べる学習環境の確保

- ・スクールバス等による通学、学校内での医療的ケア児への適切な対応、訪問教育など、安心安全な環境の中で学びに集中できる支援の充実
- ・災害発生時等に対応した防災教育や、様々な障害に配慮した避難行動を支援する施設環境など、非常時に命を守る環境づくり

(2) 地域に開かれた特別支援学校

特別支援学校に係る新学習指導要領においては、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ることが求められている。

これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを明確化し、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりするなど、学校教育の成果と目標を地域社会と共有し、地域と連携した教育活動を行う。

ア 学びの様子や成果を地域に発信し、地域の方が学校に訪れる取り組みの充実

- ・地域との協働を進めるため、特別支援学校がどのような教育を行い、障害のある子どもたちを育んでいるのかを広く地域の方々に知ってもらうことが大切である。
- ・様々な機会を捉えた学習成果の発表や、地域の文化や産業を学ぶ中で地域の方々との交流を通じた体験学習などを通じ、障害への理解を深める啓発の機会としても積極的な取り組みを充実させる必要がある。

イ 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の充実

- ・障害のある子どもたちがより豊かな生活を送り、将来の自立や社会参加に繋がる力をつけていくため、個々の児童生徒がそれぞれ学んできたことや受けた支援の状況が丁寧に引き継がれ、就学前から学校、就労へと支援が繋がり、積み重ねていくことが大切である。そのためには、家庭や地域、教育、医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力して必要な支援を受けられる体制をつくりだすことが重要となる。
- ・特別支援教育は、校種を問わず取り組んでおり、生活していくための力を地域ぐるみでつけていくためには、地域支援センターを中心とした教育相談、カウンセリング活動といった特別支援学校の持つ専門性を生かした小中学校との連携をさらに充実していく必要がある。

4 向日が丘支援学校の現況と目指す学校像

(1) 通学区域

- 平成23年度からは、乙訓地域のみを通学区域とする知的障害者及び肢体不自由者に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校である。
- また、乙訓地域の特別支援教育の充実を図るため、地域支援センターを設置し、通学区域内の小・中・高等学校等に対する相談や支援を行っている。

▶通学区域の変遷

年 月	概 要
昭和42年 4月	肢体不自由養護学校として開校
昭和53年 4月	丹波養護学校新設に伴い肢体不自由児の校区変更（京都府南部地域）
昭和54年 4月	養護学校義務制に伴い、乙訓地域の知的障害児を受け入れ
昭和56年 4月	南山城養護学校新設に伴い肢体不自由児の校区変更 (京都府南部地域→乙訓地域、八幡市、宇治市)
平成22年 4月	八幡支援学校新設に伴い肢体不自由児の校区変更 (乙訓地域、八幡市、宇治市→乙訓地域、宇治市)
平成23年 4月	宇治支援学校新設に伴い校区変更、乙訓地域の知的障害児童生徒、肢体不自由児童生徒を受け入れる特別支援学校となる

(2) 児童生徒数

- 京都府内の公立学校において、特別支援教育の対象となる児童生徒数は年々増加しており、乙訓地域も同様の傾向となっている。

向日が丘支援学校においても近年では、平成27年度に最も多い165名が在学し、令和元年度から再び増加に転じている。

▶児童生徒数 157名 (R1.5.1現在)

学部＼地域	向日市	長岡京市	大山崎町	合 計	通学方法	
					スクールバス	119
小学部	18	20	7	45	自主通学	17
中学部	18	25	3	46	寄宿舎	19
高等部	23	37	6	66	保護者送迎	1
合 計	59	82	16	157	訪問教育	1
※通学区域内公立学校数：小学校18校、中学校8校、高校3校					合計	157
※特別支援学級の在籍児童生徒数：小学校278名、中学校110名						

(3) 高等部卒業者の進路状況

- 各特別支援学校では、障害のある生徒の自立と社会参加を促進するため、職業教育の充実を進めており、販売実習「ふれあい・心のステーション」や「京しごと技能検定」といった取組も活用しながら、職業的自立の促進、就労意欲の向上に向けて取り組みを行っている。
- 向日が丘支援学校高等部卒業後の進路は、福祉サービス施設等が最も多く、他の特別支援学校と比して企業就職者の割合は低い状況にある。

▶高等部卒業後の進路状況 (H30年度末：13名／全府立特別支援学校：209名)

種類	人数（割合※）	府立特支校全体（専攻科除く）
進学	一	5名 (2.4%) ※盲・聾学校のみ
教育訓練機関等	1名 (7.7%)	10名 (4.8%)
就職者	2名 (15.4%)	57名 (27.3%)
福祉サービス施設等	9名 (69.2%)	132名 (63.2%)
その他等	1名 (7.7%)	3名 (1.4%)

※割合は小数点以下第2位四捨五入。

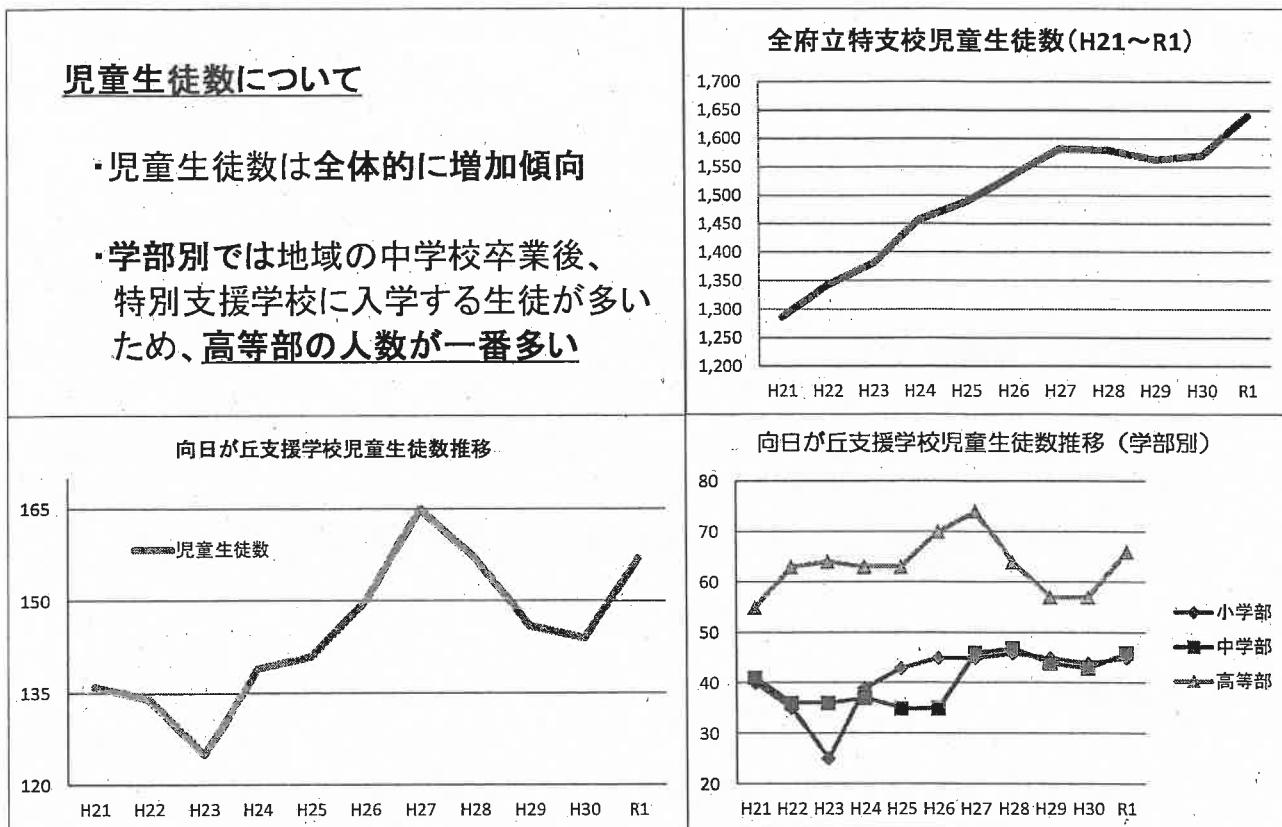
(4) 教育相談と地域の幼小中高校への支援

- 児童生徒の障害や発達に関して来校相談や巡回による相談等を実施するため、専任の職員を配置している。
- 特別支援学級及び通級による指導の対象者が大きく増加しており、個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の作成にあたっての支援や教職員等への研修支援に取り組んでいる。

▶向日が丘 相談・支援センター（地域支援センター）相談状況 (H30年度実績)

項目	延べ件数	備考
教育相談	157件	左記のうち、幼保小中高校への巡回相談 延べ105件
研修支援	18件	管内関係機関等担当者研修会の実施支援

・向日が丘支援学校の児童生徒数推移



・乙訓教育局管内における特別支援学級等の児童生徒数推移

